



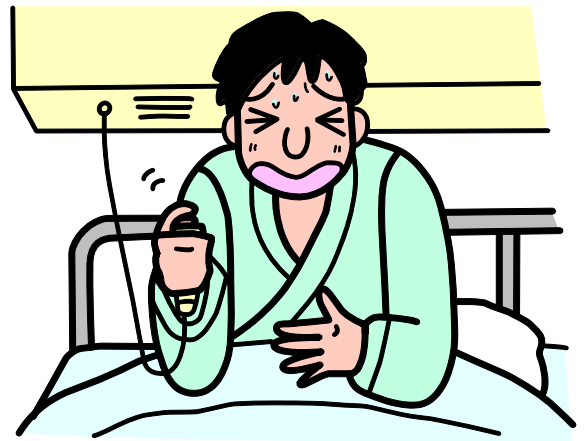
入院と仕事

治療やリハビリテーションのために、仕事を長期に休む場合

◆仕事は人生の大切な柱のひとつです。職場は財産ということを忘れない。

大きな事故によって重症のケガを負った時、誰でもが絶望を感じ自分の将来が閉ざされたもののように感じます。救急病院で救命治療が行われ一命をとりとめたとしても、これまでのように会社に通い、職業人として仕事を続けることを難しく感じることもあります。心理的な動揺から、本人が諦める場合もあるし、ご家族が「退職」やむなしと判断してしまうこともあるでしょう。

しかし、どんな場合でも回復の可能性を信じ「仕事をつづけられるか?」「会社を辞めなければならないか?」という結論を、病気やケガで入院後間もない段階で出してしまうことは早急すぎます。十分な治療をおこない、必要なリハビリテーションをおこなった段階で、冷静に現実的な判断を出してもまったく遅くはありません。職場への在籍を維持することが、後になって本人の社会復帰のための貴重な財産になることも多くあります。



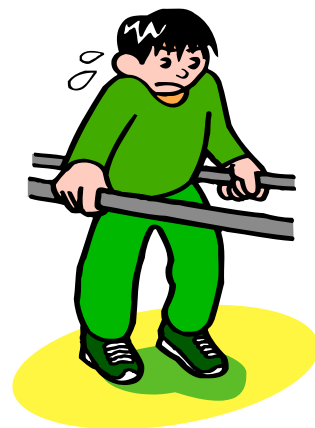
◆会社の休暇制度を確認しましょう。

病気やケガで入院後間もない段階では、将来、労働者としての権利を損なうことがないように、ご本人の治療やリハビリテーションに必要な期間を事業主に保障してもらうこと、どの程度の期間が保障されているかを知ることが大切なことです。ほとんどの会社（従業員 10 名以上）では、「就業規則」に病気やケガで長期に休む場合の取り決めがなされています。ケガや病気の場合、「業務上のケガや病気の場合〇〇年、そ



の他の療養の場合〇〇年」と病気やケガの治療の休むことが出来る「休職期間」が定められています。本人の代わりにご家族が会社の上司などにお聞きください。また、ケガの原因によっても休暇の期間は異なります。通常、事業主から「療養による休暇の申請のための診断書」の提出を求められます。

多くの場合、休職期間内に仕事に戻ることが出来ない場合解雇となります。したがってその期間内を目標にリハビリテーションを計画します。業務災害の場合、労働基準法によって最長3年間は事業主側から解雇することを禁じられています。



◆休職できる期間と具体的日付を知ること。

休暇制度と休むことが出来る最長期間を確認したら、ご本人がいつから休み始めたのか、通常の有給休暇を何日使い、休職扱いになった日はいつからか、休職期間が切れるのは何年何月何日かをきちんと記録しておいてください。そして、リハビリテーションを担当する医師やソーシャルワーカーに伝えてください。また、その期間の給与等の取り扱いも確認し、必要に応じて傷病手当金や労災の休業（補償）給付などの手続きを行います。

◆もしも退職を決めてしまったら

まだ治療が必要ですぐ就労できない場合は、離職票が届いたら公共職業安定所で雇用保険の受給延長手続きを行ってください。このことによって最大3年間、雇用保険受給期間を延長することが可能になります。この手続きを怠ると雇用保険の失業給付受給権を失う場合があります。



ります。なお、雇用保険失業給付を受給する際に、障害者手帳を取得されている方は、就労困難者として、通常よりも長期間受給できる場合があります。